

人権口コミ講座11 もくじ

VOL. 1 「青少年インターネット
環境整備法」について

(社)テレコムサークル協会サークル倫理委員会委員長 桑子 博行

井上 摩耶子

1

VOL. 2 デートDVとは

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
ウイメンズカウンセリング京都代表

3

VOL. 3 複合差別について

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
近畿大学人権問題研究所講師

5

VOL. 4 ホームレスの問題
－格差社会と貧困

(財)世界人権問題研究センター所長
京都大学名誉教授

7

VOL. 5 古代・中世に遡る
同和問題の歴史

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター非常勤講師

家塙 智子

9

VOL. 6 人権の立場から考える
ユニバーサルデザイン

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
京都工芸総合大学大学院 教授

安藤 仁介

7

VOL. 7 ハンセン病問題基本法の施行

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
京都大学大学院文学研究科特任准教授

森本 一成

11

VOL. 8 正念場に立たされた外国人
看護師・介護福祉士候補者

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
京都大学大学院人間・環境学研究科教授

坂元 茂樹

13

VOL. 9 環境と人権問題の関わり

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
京都大学大学院人間・環境学研究科教授

安里 和晃

15

VOL. 10 障害者と雇用

(財)世界人権問題研究センター専任研究員
西井 正弘

17

松波 めぐみ

19

「青少年インターネット環境整備法」について

VOL.1

(社)テレコムサービス協会サービス倫理委員会委員長 桑子 博行

インターネットは便利で楽しいものですが、一方、違法・有害情報も氾濫しています。

特に、青少年に有害な情報も多く流通している状況から、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようになることが重要です。そのための環境を整備する必要性から、2008年6月に「青少年インターネット環境整備法」が成立、2009年4月1日から施行されました。

法律には、①国は青少年が安全に安心してインターネットを利用するようにするための施策を策定・実施すること、②青少年のインターネット利用に関するす

る民間事業者はフィルタリングの提供義務など青少年が有害情報を閲覧する機会を少なくする措置を講じること、③保護者は青少年にインターネットの適切な利用ができるようになります。

この法律では、「有害情報」とは、インターネット上で閲覧可能な青少年の健全な成長を著しく阻害するものと定義され、人の性行為等のわいせつな情報や、殺人・虐待等の残酷な情報が例示されていますが、具体的な情報が「有害情報」にあたるかは、国ではなく、努力義務を負う民間事業者などが判断することになります。

具体的には、関係事業者は青少年がインターネット

を利用して有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講じるとともに、インターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講じるよう努めることになっています。例えば、携帯電話会社はファイルタリングサービスの提供義務、サーバ管理者は有害情報の閲覧防止措置等の努力義務が求められています。

また、保護者の義務として、青少年のインターネットの利用状況を把握・管理し、インターネットを適切に活用するための能力の習得の促進に努めることが盛り込まれています。インターネットの利用環境の整備においては、保護者である親や先生の責務は重要であり、青少年の健全育成の観点からも、すべての関係者が取り組むことが大切です。



デートDVとは

VOL. 2

(財)世界人権問題研究センター客員研究員 ウイメンズカウンセリング京都代表 井上 摩耶子

デートDVとは、若年齢層の交際中のカップル間のDV行為である。2001年、DV防止法（配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する法律）が制定され、デートDVと同種の行動が法律によって規制されたが、デートDVにはDV防止法は適用されない。

具体的なデートDV行為としては、①身体的暴力―押したり突いたりする、殴る、髪の毛をつかんでひっぱる、監禁するなど。②言葉の暴力・心理的暴力―無視する、わざとキレタような言い方をする、別れる・自殺する・秘密をばらすなどと脅す、携帯電話で束縛する

（着信を見る、すぐに返信しないと怒る）など。③性的な暴力―嫌がっているのに性行為を強要する、性行為をしないと不機嫌になる、避妊に協力しない、無理やりボルノを見せるなど。④経済的暴力―お金を支払わせる、借りたお金を返さないなど、がある。

2008年内閣府男女共同参画局の調査では、若年齢層の20代女性の21・3%、30代女性の19・6%が当時の交際相手から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」を受けたとしている。同年の長崎県の42高校へのアンケート調査でも、男子の12%、女子の19%がデー



トDV被害を訴えた。デートDVの認知度は、男子26%、女子34%であまり高くない。

もし、あなたが被害を受けたら、ひとりで悩まずに、友人・親・先生などに相談してほしい。また、深刻なデートDVケースは刑法やストーカー規制法の対象になるので、公的機関――学校などの教育機関や男女共同参画センターの相談窓口などを訪ねてほしい。愛していた人からのDV被害はどうてい信じることができないような事件である。その被害を直視し、そこからの心理的回復をはかるためには、カウンセリング援助を受けることが望ましい。

複合差別について

VOL. 3

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 近畿大学人権問題研究所講師 熊本理抄

世界人権会議や第4回世界女性会議が開催された90年代、「同じ女性」を主張して、欧米の白人・中産階級・障害をもたない・異性愛・市民権を持った女性の社会的な位置や経験がすべての女性たちに普遍的なものであるかのように女性差別をとらえることが批判されるようになります。

「男性」と「女性」の間の差異や不平等のみに注目して「男女平等」を強調することは、女性の間の差異や権力関係、現実社会の中で女性たちが被る個別具体的な経験、一人ひとりの女性の社会的位置など、それらを生み出しているジェンダー以外のさまざまな要因が無視さ

れてしまうおそれがあります。その結果、発展途上国の女性たちや先住民族の女性たち、マイノリティグループに属する女性たちが抱える課題は、男女平等に向けた取り組みにおいても、人種差別をなくそうという取り組みにおいても無視されたり排除されたり優先順位を低くされたりしてしまいます。

女性たちが直面している差別は、ジェンダーといった単独な要素のみによって起きているではありません。階級、人種、民族、障害の有無、宗教、文化、言語、年齢、出身、セクシュアリティなど他の要因とジェンダーとが相互に関係しながら、差別構造を生み出したり強化した



りしています。そこで、女性たちの人権を確立していくために、複数の差別構造や権力関係などが複合的・重層的に作用していることをとらえようとする視点として「複合差別」の視点が論じられるようになってきました。

黒人女性たちは、ジェンダー、階級、人種、セクシュアリティが相互に影響したり関連したり補強し合っていること、黒人女性たちが被る差別の経験について、他のさまざまな要因を無視したり切り離したり性やジェンダーのみで語ることはできないことを、80年代から主張し続けてきました。また、黒人女性の経験に焦点を当てるにによって、さまざまな形態の差別の構造が社会的・歴史的文脈の中でどのような関係性にあったのかを探求することができるとして、複合差別のアプローチの必要性を論じています。

ホームレスの問題——格差社会と貧困

VOL. 4

(財)世界人権問題研究センター所長 京都大学名誉教授 安藤仁介

ホームレスとは、英語で「家のない人」を意味し、日本語では「路上生活者」と言われています。最近ではあまり見られませんがひと頃、鴨川の橋下や公園などで寝起きする人たちが目立ちました。昔から生活の基礎条件とされてきた「衣食住」のうち、定まった住所のない人を指す言葉と考えていいでしょう。ホームレスはまさに人権問題であり、その原因はさまざまだと思われますが、厚生労働省の平成二一年発表の調査によれば、現状は以下のとおりです。

まず、日本全国のホームレス人数は一万六千人足らずで、このうち京都府には三五三人が居り、都道府県別では少ないほうです。ただし九割以上が京都市に集中していますの

で、ホームレスが都会に多い事実からすれば、京都に問題がないとはいえない。かれらが寝起きする場所は、公園、河川敷、道路、駅舎、駅舎以外の固定建造物などですが、景観・治安上の観点から各自治体ともこの人数を減らすことに努めており、そのせいもあって六年前と比べると、全国・京都府とも四割近く減っています。この大きな原因是、平成一四年に制定された「ホームレス自立支援法」に基づく自立支援センターの活動ですが、これで問題が解消したわけではありません。

先の厚生労働省の調査では、全体人数が減ったにもかかわらず、ホームレスのうち、五五歳以上の高齢者の比率と

五年以上の長期ホームレスの比率が、いずれも増えたことを示しています。しかも、高齢かつ長期ホームレスほど、センターがあることを知らない、知つても利用したがらない比率が高い傾向が明らかです。また、若い世代は就職斡旋を希望するのに対して、高齢者は社会保障を希望する率が高くなっています。

もともと自由経済の競争社会では、「働く者、食うべからず」が原則です。その意味で、働く能力がありながら、他人の納めた税金で楽に暮らそう、という生活態度は許せません。しかし、働く意思もある人がホームレスにならざるを得ない経済状況があるとすれば、そうした人びとが失望することなく、誇りを持って生活できる社会を造り維持することは、私たち皆が心を碎くべき問題ではないでしょうか。



古代・中世に遡る同和問題の歴史

VOL. 5

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター非常勤講師 家塚 智子

同和問題の歴史を遡ると、江戸時代の身分制から始まると習った方も多いかもしれません。しかしながら、研究が進むなかで、それ以前にも、さまざまな形で差別を受けていた人びとの存在が、明らかになりました。

延暦13（794）年、都が平安京に移りました。都市

として成熟すると、そこで生活を営む人びとも増えます。人口が密集すると、疫病が流行ったり、火災がおこつたりします。飢饉もおこります。そして、生活を営むことができなくなってしまった多数の社会的弱者を、生み出すことになりました。経典のなかで業病・不治の病とされた「穢病」に罹った人たちも、共同体から排

除されました。このように共同体からはみ出し、生活出来なくなつた人びとを「非人」と呼びました。「非人」は交通の要衝、寺社の門前、貧窮者の救済施設である悲田院に集まり、そこで物乞いなどして生活の糧としました。

平安京では政治とともに祭祀も行われ、そこは清浄に保たれなくてはなりません。それゆえ穢れを忌み嫌いました。穢れとは、死の穢れ、血の穢れなど様々あります。これらは伝染すると考えられていました。さらに人びとに災いをもたらすものでもありました。そこで、国家として、穢れを取り除くことが必要でした。警察



的な役目を担つていた検非違使という役所を作り、そのもとで、「非人」は、人びとが嫌う穢れに触れ、それを清め、都の清浄化に務めました。

このような「非人」は、やがて中世社会において、居住地、生業によつて、様々な呼称に分かれました。生業については、犬神人・声聞師・千秋万歳・清目・穢多・庭者などです。居住地については、宿者・坂者・散所・河原者などです。たとえば、犬神人は、祇園祭の時、神輿の先頭を歩きます。それは、神聖な神輿が行く道を、前もつて清めるという役を担つていたのでした。

このように、江戸時代以前にも、差別や蔑視を受けていた人びとがいました。一方で、彼らは、当時の社会にとつて、なくてはならない存在でもあったのです。

人権の立場から考えるユニバーサルデザイン

VOL.6

京都工芸繊維大学大学院 教授 森本一成

世界保健会議（2001年）で採択された国際障害分類の中の生活機能分類には、機能・構造障害、活動制限、参加制約の3つのレベルが記されている。ここでは参加制約の例を挙げて、人権の立場からユニバーサルデザインについて考える。

期日前投票に行ってきた。駐車場には障害者用のスペースが確保してあったが、一般車が駐車していた。案内表示は小さくて、投票所の入り口がどこか迷った。緩いスロープがあるので車椅子利用の方も建物に入るのにはそう困難ではない。入り口の右手の廊下に長机が置かれていた。そこで投票のためのカードに氏名等を

記載した。こんな狭い廊下で車椅子利用の方がカードに記載する作業は無理だと思った。車椅子の後ろを通り抜けることはもちろん困難だ。机には紙と鉛筆が置いてあるだけで、視覚障害者はこのカードを作れない。係員を呼ぶのだろうか。京都市ではこうした状況に対応すべく、視覚障害者や四肢機能障害者などの移動支援ためのガイドヘルプサービスを行っている。しかし、この種の利用に制限をかけている自治体もある。

投票という国民にとって重要な権利一つをとつて見てみても、ユニバーサルデザインの考え方がまだまだ浸透していないことに気付かされる。ユニバーサルデ



ザインというのは、すべての人のためのデザインという意味である。人には性別、年齢、身体の特徴、人種などさまざまな違いがあるので、いろんな違いにできるだけ対処できるようにデザインすることが必要である。移動のための物理的な支援で参加を可能にすることに加えて、心理的な面に対する支援も必要である。ユニバーサルデザインの目的には、機会均等な社会をつくることがあると考へる。物理的な環境だけでなく社会、文化、そして人々の意識により、さまざまな障害を乗り越えられる機会が、すべての人間に与えられなければならない。

ハンセン病問題基本法の施行

VOL.
7

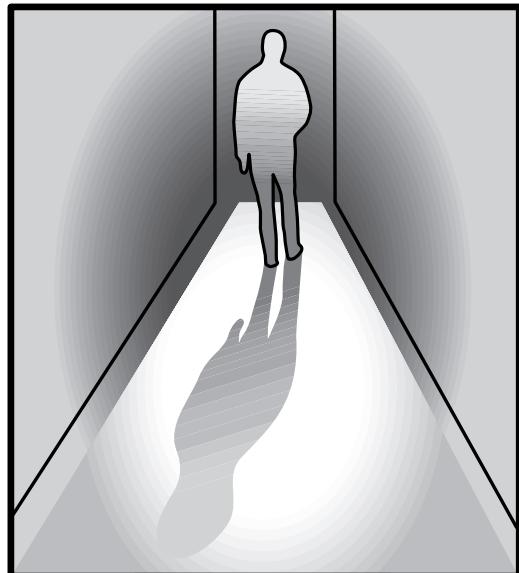
(財)世界人権問題研究センター 研究第1部長 神戸大学大学院法学研究科教授 坂元 茂樹

二〇〇八年六月、国は、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を制定しました。日本では、一九三一年に制定された「らい予防法」で、すべてのハンセン病患者を療養所に入所させ、一般社会から隔離する政策がとされました。一九九六年の「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されるまで、九〇年間、ハンセン病患者・回復者は強制隔離されてきました。

こうした強制隔離を行ってきた国の責任を追及するハンセン病国家賠償訴訟で、国は敗訴しました（二〇〇一年五月の熊本地裁判決）。このニュースで、多くの

国民は、ハンセン病患者・回復者の置かれた現状を知つたといえます。ハンセン病問題基本法は、こうした過去の過ちを反省し、ハンセン病患者の福祉の増進などを図るための施策を策定し、及び実施する責務を國や地方公共団体に課したものです。

一八七三年、ノルウェーのハンセン医師により、ハンセン病がらい菌による感染症であることが発見されました。感染力は非常に弱く、化学療法によつて治る病気です。世界保健機構（WHO）は、ハンセン病撲滅に向けて国際的取組みを進め、新規の患者数は、一九八五年の五四〇万人から二〇〇八年には二五万人に激



減しました。WHOでは、人口一万人に一人以下の発生率をもつてハンセン病の制圧としていますが、現在では、ブラジル、ネパール及び東チモールの三カ国を未制圧国として残すのみです。

ハンセン病の特徴は、病気が治つても、らい菌による筋肉の委縮などで外形的変形が生じ、患者・回復者がこれにより社会的差別や偏見にさらされていることです。

人はハンセン病であることやあつたことで差別を受けたり、基本的自由を奪われてはなりません。また、人はハンセン病であつたことを理由に差別を行つてはなりません。ハンセン病問題基本法は、こうしたことを義務づけた法律です。

正念場に立たされた外国人看護師・介護福祉士候補者

VOL.8

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 京都大学大学院文学研究科特定准教授 安里 和晃

2008年8月にインドネシア人看護師・介護福祉士候補者が導入されて1年が経過した。残念ながら把握しているだけで3人の帰国者が出ているが、応募期間が短く、準備が十分整わない段階で来日したことを考慮すると少ないと見える。とはいっても受け入れは正念場を迎えていた。受け入れ機関にとってはまだ試験対策の狭間で疲れが生じているからである。候補者は看護師の場合3年、介護福祉士の場合4年の滞在と就労が認められている。その間に国家試験に合格することが目標とされ、看護師候補者については年に1回、

合計3回の、また介護福祉士候補者の場合には1度の受験機会しかない。就労と日本語・国家試験の勉強の継続は容易ではないが、合格のためには継続的な学習環境の整備が不可欠である。

しかし、インドネシア人向けの教材は十分開発されておらず、年間カリキュラムも確立していない。また指導者も教育経験があるとは限らず、自助努力に任せただけで国家試験合格者を輩出するのは難しい。「仰臥位」「腸蠕動亢進」といった基礎単語もすでにインドネシアで看護師資格を持っている彼ら・彼女らであれば、英語で容易に理解するかもしれないが、日本語では大



変な努力が求められる。教育体制の確立には受け入れ機関や、日本語教師あるいは看護・介護の専門家の協力なくしては困難である。その意味において日本看護協会や厚生労働省といった組織が受け入れに反対しているのは、現在の厳しい状況をよくあらわしている。今後、数人の合格者は出ると考えられるが、このままで外国人が「安かろう悪かろう」という従来のイメージを踏襲するだけであろう。受け入れには多額の税金が投入されている。教育体制が確立されなければ、合格率にも悪影響を及ぼすと考えられ、受け入れ機関、候補者だけではなく私たち社会にとつても損失となるであろう。

環境と人権問題の関わり

VOL. 9

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 西井 正弘

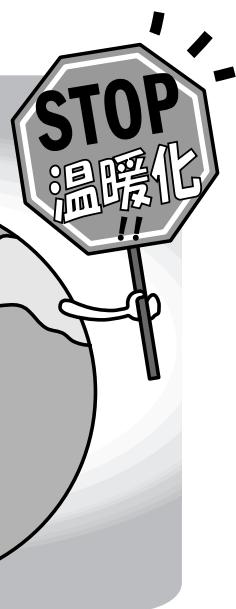
当初国内問題であった人権と環境問題は、国際的な関心事項に変化してきました。人権も環境も、最終的には個人の尊重を目的とする価値ですが、地球温暖化の問題と人権はどのように関わっているのでしょうか。

例えば、温室効果ガスの増加が海面を上昇させ、太平洋の島国が水没して、移住せざるを得なくなる人々は、居住権という人権を損なわることになります。

また、先進国で禁止されている農薬や殺虫剤が途上国では使用され、輸入農産物に残留したり、大気や食料連鎖を通じて私たちの健康に被害を与えることもあります。環境に悪影響を与える行為は、自国内でのみ

規制しても、効果は完全とはいえません。そこで環境条約が採択され、国際的に規制を強化していくことが、最終的に世界の人々の人権を守ることに繋がっていくのです。

廃棄物が国境を越えて輸出入されていることにも問題があります。廃電線や古タイヤは、「資源」として先進国から途上国に輸出されています。有用な資源を再生利用することは大切ですが、注意すべき点があります。リサイクル目的を輸出の口実とした、廃棄物の途上国における処分問題です。先進国で処分する場合に比べ、費用がかからないとして、野焼き等の処分方法



によって、住民の健康が損なわれる人権侵害も起ります。乗用車用タイヤの再生は二度はできないため、新品タイヤより安価な再生タイヤも、最終的に廃棄・処分問題を生じます。再生タイヤの一方的な輸入禁止措置が、自由貿易を原則とする世界貿易機関（WTO）のガット（関税及び貿易に関する一般協定）の規定に反するのではないかとして、WTOの紛争解決手続の下で争われた事件（二〇〇七年ブラジル再生タイヤ輸入事件）もあります。

国家間の自由な貿易が世界の富を増し人々を豊かにするという世界貿易機関のような考え方と、環境の保全や人権の尊重を重視する考え方を、バランスさせる必要があるのでないでしょうか。

(財)世界人権問題研究センター専任研究員 松波めぐみ

脳性まひの障害があり車いすを使うAさんはコンピューターの専門学校に進みました。当初は校内にバリアがありませんでしたが、教職員と相談してスロープの設置、補助器具の購入等によつて勉学に励む環境が整い、いくつか資格も取得しました。自信をもつたAさんは就職を目指して50社以上を訪問、合同就職フェア等にも積極的に参加したのですが、結果はすべて不採用。障害者の採用枠があつても、歓迎されるのは「軽い障害の人か、就労経験の豊富な中途障害者ばかりでした。

周囲の大人は「営利企業だから仕方ない」「不況で、健常者の学生でも苦労しているんだから」とAさんをなだめ、

作業所を勧めました。Aさんは、作業所等が果たしている役割を否定するつもりはありませんが、1か月通つても報酬は1万円以下という、およそ「給料をもらう」とはいえない実態を知つて落胆しました。

私はAさんを昔から知つていて、意欲的な彼女なら企業でも大丈夫と期待していましたが、「門前払い」が多くつたことを聞いて暗澹とした気分になりました。検証はできませんが、Aさんの障害名だけで判断され、「なんだか面倒」「コストがかかる」という先入観が働いたのではないかと思えてなりません。

2006年12月に国連で採択された「障害者権利条約」



は、障害者が良好な環境で生計をたてる機会をもつ権利、「募集、採用、雇用条件、雇用の継続、昇進」等において差別されることを明記しています。個々の障害者が働きやすいように職場の改造や物的・人的支援を行うことを「合理的配慮」と呼び、企業等がそれを当然の義務として行えるよう法整備することが求められています。

障害者雇用を進めると、当初は様々な緊張や軋轢が起かるかもしれません。それでも「顔の見える」障害者と同じ場所で働くという経験を多くの人がするようになれば、先入観や偏見が縮小していくことが期待できますし、雇用のハードルも低くなるでしょう。

今は健康な人も、いつ障害や疾患をもつことになるかわかりません。障害があつても働ける職場に変えていくことは、すべての人が安心して働ける職場につながるでしょう。